

総合資源エネルギー調査会
資源・燃料分科会 資源開発・燃料供給小委員会
第9回液化石油ガス流通ワーキンググループ

日時 令和6年5月20日（月）14：00～15：59

場所 経済産業省別館2階 238各省庁共用会議室

1. 開会

○日置室長

それでは、定刻になりましたので、総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会資源開発・燃料供給小委員会第9回液化石油ガス流通ワーキンググループを開催いたします。

燃料流通政策室長の日置と申します。どうぞよろしく願いいたします。

皆様におかれましては、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本ワーキンググループの開催に先立ちまして、資源エネルギー庁資源・燃料部長の定光より一言ご挨拶させていただきます。

○定光部長

ご紹介いただきました、資源エネルギー庁の定光でございます。

本日は皆様お忙しいところ、ご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

前回のワーキンググループ、1月でしたけれども、その後、例の改正の省令、それから中間取りまとめのパブリックコメントを経まして、4月2日には改正の省令を公布させていただいたところでございます。そして、19日には中間取りまとめのほうも公表させていただいたところです。

この4月2日、改正省令を公布させていただいた、そのときの齋藤経産大臣からの会見では、大臣自ら、今回の制度改正を契機として、LPガス事業者や不動産関係者がこれまでの商慣行を徹底的に是正していただければと思っておりますという発言があって、これは大臣自ら手を入れて、こういうふうには自分はより強く言いたいというふうにおっしゃって、こういう発言になってございます。ここに至るまで、ワーキンググループの委員の皆様はじめ、関係の方々の多大なるご協力をいただきましたことをこの場を借りて改めて御礼を申し上げます。

この制度改正ですけれども、ルールを決めるところまでよりも、皆様からも多くご指摘いただいているとおり、これからの実行ですね。実行をしっかりと担保していくということが重要でございます。今回の改正が、改正に向けた取組の実質的なスタートということだと思っております。LPガス協会でも、目下商慣行是正に向けた取組が様々進んでいると承知しておりますけれども、我々としても地方の経産局、自治体、そして関係省庁と連携しながら、この市場の監視を強化して、LPガス事業者や関係者の皆様による商慣行是正に

向けた取組を後押しをさせていただきたいと思っています。

また、ここに至るまでの間、制度改正前の駆け込み営業に対するご懸念の声を多数いただいております。我々としても、その声の中に々々とともに、個別具体的に情報提供というパンフレット、こんなパンフレット出ますよとか、コピーを含めていただいたものもあります。それを受け、我々も駆け込み的な営業を行っているLPガス事業者の方には、事実確認をさせていただきまして、改善に向けた対話を各社と進めております。そのプロセスの中で、過大な営業行為やめていこう、そうした方向で社内体制を整備したといった事例も幾つか出てまいります。本当にありがたいことだと思っています。

改正省令も公布され、7月からは施行という運びになります。改革に向けた取組をさらに強化していきたいと思っていますので、本日の議論もその一環ということで、よろしくお願ひできればと思っています。

今後、このワーキングでは、今回の制度改正を本当の意味で実現させるために、この市場の監視、モニタリングを継続していきたいと思っています。通報フォームに寄せられた情報を受けての対応の議論、あるいはLPガス事業者の公開ヒアリングなども通じて、商慣行是正に向けた取組を進めていきたいと。場合によっては、必要があればさらなる制度改正につなげるということでやってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

限られた時間でございますけれども、本日の皆様の闊達なご議論と、それから市場のモニタリング強化へのご協力をお願いして、私の挨拶とさせていただければと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○日置室長

本日の会議では、審議の様子はインターネット中継を行わせていただいております。

それでは、内山座長に、以後の議事進行をお願いいたします。

2. 議事

(1) 取引の適正化、料金の透明化に関する制度改正への対応について

(2) ガイドライン等の整備について

○内山座長

本日もよろしくお願ひいたします。

本日の会議では、議事次第に記載している議題についてご議論いただきたいと思います。まず最初に、事務局から連絡事項がございます。

○日置室長

お手元の資料2の名簿をご覧いただけたらと思います。

本ワーキンググループには、委員8名、オブザーバー4名にご参加いただいております。

本日は、橘川オブザーバーが所要によりご欠席となっております。その他の委員、オブザーバーの方には対面でこちらにご参加いただく形で出席いただいております、代理出席、欠席はございません。

あと、2名の方、委員の交代がございましたので、本日初めてご参加となる委員をご紹介させていただければと思います。一言ご挨拶をお願いいたします。

まず、山王丸委員、お願いいたします。

○山王丸委員

山王丸と申します。全国消費生活相談員協会エネルギー問題研究会の山王丸と申します。現在は、千葉県船橋市消費生活センターに勤務しております。今後ともよろしくお願いいたします。

○日置室長

ありがとうございます。

それでは、中野委員、よろしくお願いいたします。

○中野委員

株式会社TOKAIの中野と申します。豊國が退任した関係で、後任で本日からお邪魔させていただいております。私、長く営業畑でTOKAIで勤務しておりますので、また豊國と違った面、角度からこの当ワーキンググループのお役に立てればと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

○日置室長

よろしくお願いいたします。

また、関係省庁として、国土交通省、消費者庁、公正取引委員会からもご参加いただいております。ありがとうございます。

恐縮ではございますが、プレスの皆様の撮影はこちらまでということとさせていただきます。

以上でございます。

○内山座長

ありがとうございます。

今日は橘川先生というご意見番がいらっしゃらない、ちょっと残念ではございますけれども、中身に入ってまいりたいと思います。

それでは、お手元の議事次第に沿って、これから議事に入りたいと思います。

資料3、取引の適正化、料金の透明化に関する制度改正への対応について、村田オブザーバーからご説明をお願いしたいと思います。

○村田オブザーバー

ありがとうございます。全国LPガス協会専務理事の村田でございます。

本日、私どもに説明をさせていただける機会を設けていただきまして、ありがとうございます。

私ども、4月2日の改正省令の公布を控えまして、内部でどういうふうに徹底していくかということ議論してまいりました。これまで、累次のワーキンググループで自主的な業者の取組が非常に大事であるというふうなことを再三言われておりまして、当然のことながら、我々の事業者、特にトップを中心にやっていくことが非常に大事だというふうに判断しておりました。

ただ、なるべくたくさんの方々に宣言をしていただくということが非常に大事だというふうに考えておりまして、その観点から、お役所のほうからもサジェスチョンをいただきまして、業界団体としてしかるべくリーダーシップをとるべきだというご意見がございましたので、中で検討した結果、今日ご説明いたしますような取組宣言に資するような行動指針というものを定めたということでございます。

ページを1ページめくっていただきまして、今お話ししたとおりでございますが、検討の結果、LPガス販売事業者の多くが中小企業でありまして、独自に作成することも困難が見込まれるということでございます。もちろん上場企業はじめ、コンプライアンスをしっかりと定められている事業者の方々もあるわけですが、多くの事業者は非常に中小、零細だという実情もありまして、独自でなかなかつくることは難しいだろうという判断をいたしまして、ここにございますような取引の適正化・料金の透明化に向けた行動指針というのを今年の3月末の当協会の理事会に付しまして、言わば機関決定みたいな形で策定いたしました。

次のスライドをお願いします。

ここからが行動指針になっておりまして、この行動指針を作成するに当たりまして、参考にいたしましたのは、東京証券取引所のコーポレートガバナンス・コードでございます。コーポレートガバナンス・コードを詳しく詳細に作っているわけじゃないんですが、立てつけとしましては、コーポレートガバナンス・コードは基本原則を定めまして、その下に幾つかの原則を定めているという立てつけになっておりますので、それを真似て作っていったということでございます。

まず前文でございますが、ここにございますように、個々のLPガス販売事業者がそれぞれ重く受け止めまして、取引の適正化に向けた行動指針を、以下の4基本原則に即して作成するという。それから、これを公表して、対外的にコミットメント、公約して、LPガスが引き続き顧客から選択されるエネルギーであるために尽力すべきである、お客様に選んでいただくためには、こういったコミットメントが大事だということをまず前文で謳っているということでございます。

次のスライドでございますが、ここに基本原則を三つ定めておりまして、一つがまずは何といたってもお客様、顧客との信頼関係の構築でございます。自ら販売するLPガスの保安の確保や供給の安定とともに、取引の適正化・料金の透明化を図り、これにより顧客との信頼関係を構築すべきだということで、まずこの信頼関係の構築が大事ですよということ謳っているということでございます。

それから、2番目が顧客以外の関係者との信頼関係の構築ということでございまして、お客様だけじゃなくて、いわゆる事業者にとっての関係者というのは、従業員でありますとか、あるいは事業の関係の取引関係にある方々ですね、例えば物流の関係で、配送を委託している人とか、そういった全ての関係者との信頼関係を構築すべきだということを謳っているということでございます。

それから3番目が社会への貢献ということでございまして、LPガスの社会経済的な重要性に鑑み、ガス販売事業者は、自らの事業の維持・発展を図るとともに、それが社会の貢献となるよう事業運営をすべきであると、要するに、自分たちの事業が社会に貢献することによって、自分たちも社会によって支えられているということで、それでもってサステナブルな持続可能な存在であり続けることを確認すべきだということでございます。

ここに書いてあることは当たり前なんでございますけども、基本的に、江戸時代から続く近江商人の三つの原則、売方よし、買方よし、世間よしという、商道德というか、ビジネスの規範になるような昔からあるものを現代風に改めて規定し直した、こういうイメージでございます。

第1章、顧客との信頼関係の構築（基本原則1）ということでございまして、まずは法令の遵守ということで、端的に言いますと、今回の液石法の規制、これをしっかりと遵守していく必要があるということでございまして、ここにございますように、今回新たな規制を導入されることになったということを重く見まして、改めて法令を遵守すべきことを確認すべきだということでございまして、今回の省令改正の基本的な肝であります過大な営業行為の制限、三部料金制の徹底、それからLPガス料金等の情報提供、この三本柱をしっかりと明記するというところでございます。

それから、その次のスライドでございしますが、法令の遵守を担保する体制の整備ということで、まずは経営トップはもとより組織の構成員全員、さらには、委託等を行う協力会社等の構成員に至るまで法令遵守を認識・徹底するということです。

それから、特に顧客である消費者と直接に接する全ての組織の構成員等に対しましては、法令遵守を確実に認識させるべきだと、ともすると、上のほうは分かっている、本当にお客様と接する個々の担当の方々とか、そういう方々がしっかりと認識していないと、やはりトラブルのもとになるということでございますので、上から下まで完全に組織全体として、この重要性を認識させる必要があるということでございます。

このため、LPガス販売事業者は法令遵守に向けた組織構成員向けの研修を定期的実施するということと、それから監察機能ですね、内部統制機能を発揮させて、しっかりと法令遵守を担保する体制の整備をつくるということでございます。

それから、その次が法令遵守に向けた顧客との関係性構築でございまして、例えばお客様からいろいろ意見があったらそれを受け入れ、吸い上げて、それに速やかに応答するなど、消費者が自社との取引に満足するような良好な関係性の構築を図るべきだということです。

それから、第2章が基本原則2でございますが、顧客以外の関係者との信頼関係構築でございまして、一つは事業運営の理念・ビジョンの共有です。法令遵守をしっかりとやっていくというようなことに端的に現れますから、そういったような自らの企業の理念、事業運営のビジョンを明示して共有を図って行って、信頼関係の構築をしっかりとすべきだということでございます。

それから、法令遵守の周知ということございまして、理念・ビジョンの共有を図った上で、液石法の規制の下で事業運営が可能であるということを従業員はもとより、取引先関係者の理解・認識を得て、液石法の関係する法令の遵守を十分に周知すべきだということでございます。

それから、次のスライドでございますが、第3章、社会への貢献ということございまして、事業運営・ビジョンにおける社会貢献のコミットメントでございます。先ほど申し上げましたとおり、自らの事業が社会に受け入れられることによって存立していくんだと、それから、将来に向けて存続可能だということを認識を持つためには、やっぱり社会への貢献が自らの利益になるということを認識して、事業運営・ビジョンによって社会貢献のコミットメントを行うべきだということでございます。

それに対しまして、掛け声だけじゃなくて、具体策を策定するという事で、例えばカーボンニュートラルへの対応とか、災害時の重要な役割など、社会貢献に向けた具体策を策定すべきであるというふうにいたしているところでございます。

非常にごく当たり前のことを書いているわけでございますが、これを参考に、個々の事業者が例えば既に作ってある自らの会社の理念なり何なり、それに今回の指針を参考に適宜修正を行って宣言を行っていただきたいなと思っております。

次のスライドでございますが、自主取組宣言の公表でございます。ただいまご説明致しました、この指針を周知すべく、取引の適正化、料金の行動指針を作成しまして、周知啓発に努めているわけでございますが、引き続きこれを行いますとともに、フォローアップをしてまいりたいと思っております。

次のページ以降、現在、取組宣言をした販売者一覧、ずっと続いておりますが、これは私どもの協会のほうで、一応、宣言をした事業者についてお知らせくださいというお願いをしまして、私どものほうからも、適宜ホームページを調べるなどしまして、一応把握している限りものを載せておりますけど、場合によっては漏れているものもあるかもしれません。

ここにございますように、順不同でございますが、施行前の4月1日に当協会の会長会社でございますダイプロが、まず一番で宣言致しました。それから横にございます21番、神奈川県テーエス瓦斯でございますが、これは当ワーキンググループの委員でございます神奈川県協会会長の高橋委員の会社でございます。このように、私どものほうから積極的に現在行っているところでございます。

ただ、先ほど定光部長の冒頭のご挨拶の中にありましたように、こういった事業者取組

宣言をやっている事業者に対しまして、むしろ彼らは何もできないだろうと、反撃できないだろうということで、それを逆手にとって、そこを狙い撃ちをして、駆け込み的な営業をやっているというのは、非常に残念な、商道徳的にどうなのかという事例がございまして、そこは非常に懸念されることとございます。そういうことが起こりますと、やはり正直者はばかを見るということで、こういったことで、取組宣言に対して非常に後ろ向きになるようなことが起きないかということ、我々、大変懸念しているところでございます。その点を申し添えたいと思います。

それから、15 ページでございますが、制度改正周知のチラシということでございまして、今回、やはりこれだけの大改正でございますので、関係者全て、LPガス販売事業者だけではなくて、不動産関係者でございます賃貸住宅オーナー・管理会社等に対しまして、また、消費者の皆様方に対して、それぞれ理解いただくことが非常に大事だと思っております。

ということでございまして、3種類、販売事業者向け、不動産関係者向け、それから、消費者向け、3種類のチラシを作成いたしました。LPガス販売事業者を通じたチラシを配布しまして、周知してまいりたいと思っております。7月の第一段階の施行前に、このチラシの配布をしたいと思っております、現在準備を進めているところでございます。

ご覧いただくと分かるように、16 ページ以降をご覧いただきますと、非常に簡潔に一応作ったつもりでございまして、お分かりいただけるかなというふうに思っております。サンプルという文字に隠れてしまって、ちょっと見にくい部分もございますけれども、例えば、賃貸住宅オーナー・管理会社用のチラシのところのサンプルのところでございますけれども、このサンプルの文字のところにも隠れてしまっていますけれども、ここはLPガス事業者に過大な営業行為を求めること、またはそれに応じた場合は違法となるおそれがありますということで、トラブルに巻き込まれる可能性があるんだということを不動産関係会社の方にも理解いただくために、こういったことを伝えると、そういうこととなっております。ぜひともご参考いただければと思っております。

私の説明は以上でございます。ありがとうございます。

○内山座長

どうもありがとうございました。

続きまして、資料4、ガイドライン等の整備について、事務局より説明をお願いしたいと思っております。

○日置室長

それでは、ガイドライン等の整備についてということで、資料4に基づきまして説明させていただきます。

まず1ページ目、本日ご議論、ご確認いただきたい内容ということでございます。

ちょっとおさらいになりますが、前回の1月のワーキンググループでは、報告書案についてご議論いただいた次第でございます。この報告書、中間取りまとめにつきましては、

制度改正の方向性、そしてその制度見直しの実効性を確保するための方策、その上で望ましい取組の方向性、これをまとめさせていただいたということでございました。

その後、先ほど部長からの紹介もございましたとおり、パブリックコメントを経た上で、4月2日に改正省令について公布、報告書については4月19日付で取りまとめ、公開したというのが、これまでの動きでございます。

本日は、過大な営業行為の制限に関する運用面での対応ということで、こちらにつきましては、改正法令の施行に間に合うように、ガイドライン等で具体例や考え方を示していく、これが報告書の中での宿題になっておりました。これに関しまして、この内容を中心に、ご議論、ご確認いただければというふうに思っております。本日の議論も踏まえて、ガイドライン等を確定、整備した上でパブリックコメントにかけたいというふうに思っております。

その次のページ、2ページ目は、先ほど部長の挨拶でも紹介のあった齋藤経産大臣の閣議後記者会見の抜粋ということになってございます。今回の制度改正を契機として、これまでの商慣行を徹底的に是正していただきたいということでもございますし、我々としてもしっかり取り組んでいきたい、市場監視体制を強化してまいりますということでありまして、いよいよここから改革のスタートということだと思っております。

さて、ガイドラインの中身に入ります前に、その次のページ、改正省令の概要ということでございます。もう繰り返し、これまでお示してきた内容ということでございますが、三つの柱でございますし、過大な営業行為と、あとLPガス料金の情報提供につきましては、7月2日に施行ということになっております。三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）といったものについては、来年の4月2日が施行日となっておりますということでございます。

その上で、4ページ目でございます。パブリックコメントでも、この罰則なり法令の位置づけについて分かりやすく提示してほしいというリクエストもございましたので、改めてご紹介させていただきます。

今回の三つの規律でございますが、これは液石法の16条第2条に、施行規則で定める基準に従ってLPガスを販売しなければならないと、そういった規定がございます。この省令に定める、施行規則で定める基準として、今、先ほど紹介した三つの規律を位置づけたということでございます。すなわち、これが省令16条の販売の方法の基準、これに先ほどの三つの規律を追加をしたという改定となっております。

この基準に違反した場合、報告徴収なり立入検査といったものも該当しますし、あと基準適合命令、その命令に違反した場合には、業務停止なり登録の取消しですね、かつ30万円以下の罰金、こうしたものが位置づけられるということでございます。

このように、罰則の対象とすることを通じた抑止力に加えまして、実効性確保に向けた取組ということで、今後、市場監視というものをしっかりやっていく、あと自主的な取組をうまく回していただけるような環境を整備していくと、そういったことをやっていく

いということでした。

その次のページ以降は、実際に関係する条文をそのまま抜き出したものとなっております。こちらが法律に関する規律ということですので、今申し上げたような、例えば16条第2項とか、基準適合、販売の基準に従って販売しなければならないとか、それに反した場合はどうなるのか、あと罰則等々が載っているのが、こちらのスライドになってございます。

その次のページは、省令の今回追加された内容を、赤字に解説つきで示させていただいたものでございます。こちらのページは、LPガスの情報提供に係る規律と、あとはその過大な営業行為の制限に係る規律が載っておるという状況です。

その次のページは、三部料金制の徹底に関する規律ということですので、ルールそのものはこちらが根拠になるということですので、改めてご紹介させていただきました。

今のような内容を踏まえまして、ガイドラインについてでございます。その次のページからでございます。

まず、中間取りまとめでは、この過大な営業行為の制限に関しまして、どのような行為や契約条件が正常な商慣習を超えた利益、もしくは切替を制限するような条件に該当して、液石法上の違反行為になるのか、どのような行為が違反行為になるかについては、取引の内容でございまして、その影響、様々な要素を総合的に判断することとなるということですので、個別の判断の蓄積がない現段階においては、その内容や解釈を具体的に示すことは困難である上、かえって潜脱行為を促してしまうおそれもあるとしながら、他方で、多数のLPガス事業者の改正法令の遵守を促し、抜け駆け行為によってこの制度改善がなし崩しにならない、そのようにするためには、やはりあらかじめ違反のおそれがある行為について具体的に提示していくことも重要だと、こういった議論もあった上で、ガイドラインを整備しようということにしておったということですので、

我々、その後、パブリックコメントへの回答もしっかりどのように回答するのかということも考えながら、このガイドラインをどのように具体化するのかということを検討してまいりました。具体的に何を改正するのかということをお示ししたものが、その下半分でございます。

現行のガイドラインなどという意味におきましては、運用解釈通達というものと、あとは取引適正化ガイドラインという、この二つがございます。今回、この過大な営業行為に関する具体例であったり考え方について具体化するに当たりましては、まず取引適正化ガイドラインを改定するという事で対応したいと思っております。その際には、都市ガス分野でのガスの小売営業に関する指針というものもございます。こちらなども参考にしながら、これからお示ししたいと思っております。

また、この取引適正化ガイドラインですが、この位置づけとして、液石法令の遵守に加えて自主的な取組を促すための指針という、この位置づけを明確化したいと思っております。

す。運用解釈通達につきましては、今回の制度改正の内容を踏まえて、必要最小限の加筆修正にとどめるということで、主にはガイドラインの見直しということで対応していきたいと思っております。

これに加えて、極めて実務的なご質問も、パブリックコメントで頂戴しているところがございます。基本的にはパブリックコメントに対する回答、考え方ということで整理させていただいておりますが、今後、必要に応じてQ&Aというような形で対応していくこともあるのかなというふうに考えております。

それでは、その次のページから、ガイドラインの改正案ということでご紹介させていただきます。

まず、目的でございます。赤字下線部分が追加しようと考えておる部分ということでございまして、まず、最初の一文、一塊は、これまでの経緯を追加したということでございます。その上で、ガイドラインの指針の位置づけということで、液石法の関係法令の遵守及び自主的な取組を促すための考え方や具体例を示すというような形で追加したということ、その上で、下の塊ですね。こちら、ガスの小売営業指針にも載っている内容とほぼ同様でございます。先ほどワーキングの取りまとめでも記載している内容をほぼ文章化したというものでございますが、どのような行為が液石法等の関係で問題となるかについては、取引の内容、影響など、様々な要素を総合的に勘案し、個別に判断することが求められるものであり、それをあらかじめ網羅的に示すことは困難である。したがって、今後、本指針の趣旨・内容を勘案して個々の事案に対応する、その判断の積み重ねが、本指針の内容をより一層明確化していくことになると考えられるということでございまして、これはこれまでも議論してまいりましたように、個別判断事例を重ねながら、このガイドラインも見直していくということだということと考えておりますし、そのように位置づけさせていただいたということでございます。

その次のページからが過大な営業行為の制限に関する具体的な、このような形で明確化してはどうかという事案でございます。

まず、正常な商慣習を超えた利益供与の制限についてということでございます。一つ目のポツは、その規律の内容の説明となっております。その上で、その規律、なぜ正常な商慣習を超えた利益供与してはならないのか、この規律ができた趣旨、目的というものを記載させていただいております。それは、いわゆる無償貸与など、消費者等のLPガス契約の確保を目的として、オーナーに対して過大な利益供与を行うという商慣行そのものを是正するというのが目的。それによって、消費者の方々がLPガス販売事業者の方を選択しやすい、そういう環境を整備していくというのが趣旨ということでございます。

その上で、これは過大かどうかということで、利益供与には何が含まれるのかということでございまして、それは物品・サービスの提供、いわゆる無償貸与など、あとは安値提供、フリーメンテナンスサービスといったものを含めた物品・サービスの提供、それに加えて、紹介料等の名目による切替手数料の支払、回収代行手数料等の名目による一

部LPガス料金のキックバック、LPガスボンベ置き場の賃借料なり広告宣伝費と名目による金銭的な利益の提供というものが入るとい形にしております。

その上で、問題となり得る行為・考え方ということでは、例えばこちら通報フォームに寄せられた典型的な事例を載せさせていただいております。オーナーに対して、設備の無償貸与、フリーメンテナンス、消費者紹介にかかる謝礼金、紹介料ですね、あとLPガスボンベ置き場の賃借料の支払等、様々な名目により利益供与を行うこと。もう一つ、消費者に対して値上げありきの安価なLPガス料金を提示することとさせていただいた上で、留意点として、オーナー等に対する継続的な利益供与というものについては、LPガス販売事業者の切り替えを長期にわたって阻害する効果を有すると。こうした効果にも留意をするということだとも思っておりますし、あと、そうした長期の切り替えを制限するというものが消費者に対する高額で不透明なLPガス料金請求につながると、こういうおそれも高くなるという点に留意をするという点で記載をさせていただいております。

その次のページ、11 ページ目でございます。LPガス事業者が取り組むべき事項ということでは、対外的に根拠を持って、こうした過大な営業行為をしてないと説明できるように、それが第三者から妥当であると評価されるようにしておくということが必要ということとさせていただいております。

その上で、望ましい行為ということで、ワーキンググループを取りまとめの最後にもございましたように、利益供与行為は過大なものかどうかにかかわらず、一切行わない方向で取り組んでいくことは、これは望ましいという形とさせていただいているということがあります。

続きまして、もう一つの、過大な営業行為の制限にかかるLPガス事業者の変更を制限するような条件を付した契約の締結の禁止ということとさせていただきます。

こちらまず最初のポツでは、規律の内容を記載させていただいた上で、その規律の趣旨・目的として、消費者の方がLPガス販売事業者を選択しやすい環境を整備するというところで、その趣旨で設けられたものだと記載しております。

その上で、問題となる行為・考え方でございます。こちらは、後ほどガスの小売営業指針の記載というものをベースに、LPガスの販売で今聞こえてくる声も追記するような形で編集させていただきました。例えば、オーナーや消費者との設備貸与契約でありましたり、その他の様々な名目の契約があるかと思えます。そうした中で、契約の解除を一切もしくは長期間許容しない期間や条件を設けたりとか、あとは高額な違約金や貸与設備の買取条項なり返金条項、あとは自動更新規定がある中で、その更新を拒否できる期間を極めて短い期間としている、こういった条項によって、消費者の方々がLPガスの選択をするということを不当に阻害すること、これが問題となり得る行為ということで掲げさせていただいております。

その上で、留意点として、先ほどと同様でございますが、継続的な利益供与は、LPガス事業者の切り替えを長期にわたって存在する効果を有するという点。また、こちらは

ブローカーの方々への紹介料等を念頭に置いた記載でございますが、営業を代行する事業者や契約の仲介を行う事業者に対して支払う報酬、これが消費者の方々とのLPガス販売契約違約金に含まれるなり、高額となるという形で、結果としてLPガス事業者の切り替えを阻害する効果を有するような場合。ちょっと回りくどい書き方ではございますが、これまでこのワーキンググループの中で、こういうことが書けないかというようないただいたご意見を文字にすると、こういう形になるのかなということも掲げさせていただいたものになっております。

次のページ、13 ページ目でございます。こちら、一つ目のポツ、先ほどと同様に、対外的に根拠を持って第三者から妥当であると評価されるように説明していけるように、契約条件というものを考えてくださいということでございます。

二つ目のポツは、小売営業指針の中では望ましくない行為として書かれているものなのですが、こちら、事実上の契約の更新を拒否するというものの申出に応じない、契約条項のお話ではなく、そうした要請を受け付けられないような体制をつくるとか、そうした事実上の行為というものは、こちら条文いかににかかわらず適切ではないということだろうということで書かせていただいております。

最後のポツでございます。こちら、貸付配管の議論がございました。こちらの貸付配管に関する契約条件の契約自体も、LPガスの事業者を消費者の方々が選択をする、そういった選択を阻害し得るものになり得るということを踏まえて、今後の新規契約においては、建物の所有者と配管の所有者を一致させ、貸付配管を行わない方向で取り組んでいくことが望ましいと。こちら、取りまとめ文書に書いてある内容を文字に起こしたものでございます。

その次のページは、参考にしました都市ガス分野の小売営業指針の関係部分、その下には、これまでワーキンググループで指摘されてきたガイドラインにこんなことを書いたらいいのではないかとのご指摘事項を整理させていただいたものです。

15 ページ目は、ワーキンググループの取りまとめから抜粋ということで、望ましい取組の方向性ということの記載部分を掲げさせていただいております。

以上が過大な営業行為に関する部分のガイドラインということでございまして、あと、LPガスの情報提供ということで、16 ページ目でございます。こちら、ガイドラインに記載をしていきたいということで、案を掲げさせていただいております。

内容としましては、これまで令和3年6月に発出した要請内容をそのまま文字に起こしたというものだと思っていただけたらと思います。この通知は、2月29日付で再周知という形で改めてLPガス事業者の皆様、そして不動産関係者の皆様にも通知を出させていただいております。

LPガス販売事業者が取り組むべき事項ということでは、日頃から、当該住宅のLPガス料金表の情報を不動産関係者に提供するというを徹底してください。料金に変更が生じた場合には、遅滞なく変更後の料金表を提供する必要があるということ。また、消費

者の方から直接問合せがあった場合には、それに応じる義務があるということ、この点を記載するとともに、問題となり得るということでは、この住宅のLPガス料金ではなく、標準的な料金メニューしか提示をしないということは問題となり得ると、料金がかけ離れているようでは問題となり得るということで明記させていただいたということでございます。

三部料金制でございます。17 ページでございます。こちらについては、実務的な質問もいろいろございますが、ガイドラインに書くのはこの程度かなということで、まずは整理させていただいたということでございます。

上から一つ目、二つ目、三つ目は、今回の規律の内容を説明するものとなってございまして、設備料金ですね。必ず誤解をしていただかないようにということで、来年の4月2日からは、全てのLPガス料金は基本料金、従量料金、設備料金という三つに区分をして請求すると通知をするというのは、これは既存契約であれ、新規契約であれ、必須事項ということでございます。その点、ちょっと誤解している向きもあるのかなということで、改めて念押しさせていただけたらというふうに思います。その上で、設備料金が該当するものがないと、ゼロ円ということに記載する。なくても分けて通知をしなければならないということでございます。

この規定の目的・趣旨というものは、やはり不透明で高いと指摘されているLPガス料金について、料金の透明性を高めつつ、高めるのみならず、この費用回収の在り方を適正化していくという趣旨から設けられたものとしております。すなわち、LPガス料金として、エアコンなり電気の設備の費用を回収するのは、やはり費用回収の在り方としてよろしからずと、そういう趣旨で設けられた期日だということでございます。

LPガス事業者が取り組むべき事項といたしまして、仮にこのLPガス料金に設備費用が含まれていない、該当なし、ゼロ円とする場合は、それが客観的な根拠によって説明ができるように、事業者においては説明できるようにしておく必要があるということ。特に、賃貸住宅のオーナー等に対して無償で設備対応を行っているような場合は、そうした対応が強く求められるということだと考えております。

望ましい行為としましては、こちらもパブリックコメントで多数のご意見いただきましたが、既存契約について、早期に新しい制度に基づいた料金に見直していくことが望ましいということで記載させていただいております。こちらは施行規則附則の第3条にその旨の記載があるということでございます。

以上が取引適正化ガイドラインの改正案ということでございまして、箇条書となっておりますが、実際にはもうちょっとちゃんと文章化した上でご提示できればというふうに思っております。

続きまして、運用解釈通達、これも簡単に改正の方向性の内容をお示しいたしました。

まず、14 条書面の記載事項ということがございまして、そこに三部料金制なり、その料金の示し方という記載がございます。現状の記載ぶりは、この三部料金制の徹底というも

のとはちょっと異なる内容となっていますので、この点、今後はLPガス料金を請求するときは、三つに区分して通知しなければならないということをしっかりと記載しているということ。その上で、空調設備、エアコンですね。エアコンの設置費用をLPガス料金に含むことができるような記載ぶりでありましたり、あとは設備の費用を基本料金なり従量料金に含めることができるような記載も現状ございますので、これは今回、改正省令を公布したことでもって、既に無意味なものということではあるんですが、この規律をしっかりと修正していくということでございます。

その上で、LPガス料金の情報提供、省令の記載だけだと何が義務なのかよく分からないというご指摘もいただきますので、その点の解釈を示すということ。あと、賃貸住宅について、設備費用の計上は禁止となっているんですが、ただし書が省令にございまして、この解釈もよく分からないというご指摘も、パブリックコメントでも頂戴しているところでもございます。ここの考え方として、消費者の方と合意がある場合とはどのような場合なのかという考え方を示していきたいというふうに考えております。

以上がガイドライン等の見直しの方向性ということでございまして、ちょっと後は簡単にパブリックコメントについてご紹介できればと思います。

19 ページ目でございます。多数のご意見を頂戴いたしまして、意見の数で、内容別で分けますと、省令案については115件、中間取りまとめについて95件のご意見を頂戴しております。これに対して一つ一つ回答を示させていただいているということでございます。

その回答もばらばらと書いてございますので、よくある質問に対する考え方ということで、次のページ、20 ページ目、21 ページ目に記載させていただきました。本日ここでこれを詳細に説明しようとは思っておりませんが、実務的な質問として、このような質問がちょくちょくあるということ、それに対する考え方として、我々がパブリックコメントで示している内容はこのような内容であるということでのご紹介でございます。

続きまして、最後、何点か実効性確保のための方策ということで、22 ページ目でございます。先ほど村田専務から、業界における商慣行見直しに向けた取組宣言の状況をご紹介いただきました。本当に業界の皆様、ありがとうございます。これに加えまして、私のほうから、よくご指摘も受けますので、通報フォームに寄せられた情報の活用状況ということと、あとは不動産関係者への周知の状況も含めた国交省さんとの連携状況ということ、あと、自治体も含めた我々自身の体制整備、この三つについてのご報告させていただければと思います。

まず、23 ページ目でございます。まず通報フォームに寄せられた情報、前回1月のワーキンググループでもご紹介させていただきましたが、それからさらに期間も経たということでございます。足元、5月10日時点の情報ということではございますが、これまで670件の情報提供を頂戴しております。2月以降は特に1日当たりの通報件数は増加にあるということ。また、通報件数のうち、8割がLPガス事業者による行為についての情報だということになっております。匿名情報が多いというご指摘などもございましたが、こちら、

匿名、完全匿名の情報提供は約3割と、前回ご報告した時点よりは減少傾向にあるという状況でございます。

その後、情報提供のあった事例ということも、ここに加えさせていただきますが、4月までに契約を結べば既存の契約については問題はないと説明しているというもの、一番上でございます。こちら、三部料金制との関係で、設備の貸与をしていけば、それは外出し表示をしてということになりますので、全く問題がないのかどうなのかということをしつかりと周知をしていかなきゃいけないなと思いますし、考えていただきたいなというふうに思っております。

また、一番下、物件のオーナーに制度改正について周知をして理解も得た中で、一方で、別の不動産管理会社が今なら無償で貸与する事業者がいるよという形で営業するような、そんなお話も、こうした事業者の皆様がしっかりと、今回の改正内容に取り組もうとしている傍らでこういうものがあると、本当に皆様の改革に向けた取組を阻害するものだという事で、問題があるなというふうに思っております。

我々、こうした情報については、関係省庁の皆様とも定期的に情報共有させていただいております。問題意識を共有するとともに、個別に対応の是非ということも含めて、議論、相談という形でさせていただいております。

地方経済産業局、資源エネルギー庁によるヒアリングというものにつなげているもの、また、先ほど冒頭に部長からも紹介がありましたとおり、駆け込み営業に対する注意喚起の文書というものも発出させていただきましたが、具体的な対応要請というような形でのアクションもしているということでございます。その具体例ということで、下に掲げておりますとおり、この改正省令が公布された4月1日以降も駆け込み的な営業行為がなされているという具体的な情報提供もあったということで、ヒアリングを実施する中、対応改善を図るという話があったということでございます。

続きまして、国交省さんと連携した取組ということでございます。25 ページ目でございます。上から三つ目までは、これまでもご報告した内容ということになってございます。LPガスの商慣行通報フォームについては、不動産の関係団体の方々にもその存在というものを周知させていただいておりますので、そちらからも情報が寄せられるという仕組みにはなっております。

その上で、最近の取組ということでは、先ほど申し上げましたとおり、LPガス料金の情報提供について、その取組についての再周知を行ったというのが2月29日でございます。これから今現在、転居なりで新しい生活を迎える方々が多くなる時期の前に、この情報提供をしっかりやろうということを周知をしたということでございました。

そして、先週の金曜日ということになりますが、この商慣行是正に向けた制度改正の内容についての周知の文書、要請の文書というものも発出しております。その中身としては、具体的なものとしては資料5に添付させていただいておりますとおりでございます。内容はいろいろ盛りだくさん書いてあるということではございますが、こちらに書かせていただい

ていますとおり、今後、不動産関係者がLPガス事業者に対して違反行為に該当する利益供与、これを求めることがあった場合には、取引先に対してコンプライアンス違反を求めものとして問題となり得るという考え方も明記させていただいております。そのような事態を防止すべく文書を発出したということでもございますし、適切な対応を要請しているということもございます。

最後のページでございます。規制当局による監視執行体制の整備ということについてでございます。ワーキンググループの取りまとめでも、規制当局による立入検査等の実務体制を整備していくことが求められるとされております。また、パブリックコメント等でも、消費者団体の方、LPガス事業者からも、自治体における体制整備の必要性というものが足元で指摘されているということもございます。

具体的な指摘の概要というものは、右の半分に記載させていただいているとおりでございます。政令市からの検査担当者からの聞き取り調査では、この商慣行是正の検査マニュアルなりは整備されておらずと、何とやったらいいか分からない状態になっているということ。したがって、しっかりとここに対応していただきたいと。2017年の省令改正とガイドラインを「守らせられなかった行政」の反省点としてやり切ることが重要ですよという厳しいご意見をいただいております。あえて厳しいご意見であるがゆえに、こちらにも掲載させていただきました。我々としてもしっかりとやらなければいけないと思っております。

また、LPガス事業者の方からも、違反行為に迅速に対応するためにも、自治体の協力というのは不可欠であるということ。また、足元で自治体の担当者の方がやはり何も知らないということもあったという、不安視するような指摘もございまして、先週のことでもございますが、直近の取組のところをご覧いただければと思います。先週、1時間半にわたる説明会、質疑応答込みのものを9回にわたって開催させていただいております。そこでは延べ252人の担当者の方に集まって聞いていただいているという状況でございます。これで十分だとは思ってございませんで、こうした今日の議論なりでガイドラインを固めていくということになると思います。パブリックコメントの考え方も含めての勉強会、周知というものをやっていきたいというふうに思っております。

地方経産局との連携ということでも、先週、エネルギー環境部長会議の場での協力要請をしておりますし、来月には石油流通の担当課長会議も予定されております。そうしたものも使いながら、日々の協力、連携体制というのをやっていきたいというふうに思っております。

昨年度から、ある程度の周知はやってきていたんですけども、中身がよいよ具体的に固まってきて、この7月2日には改正法令が実施されるということでもあります。この体制強化に向けた取組をさらに加速していきたいというふうに考えております。

以上、3点、ご報告でございました。ありがとうございます。

○内山座長

長時間のご説明ありがとうございました。

それでは、これから自由討議に入りたいと思います。この委員会、いつもどおりで、まず正規の委員からお話を伺って、その後オブザーバーの方からお話を伺いたいと思います。これもいつもどおりで、ご発言の方はお手元の名札を立てていただいでということで、お知らせいただければと思います。

それでは、高橋委員が一番最初に挙がりましたので、お願いいたしたいと思います。

○高橋委員

4月2日を迎え、今日初めてのワーキングということで非常に緊張したんですが、大変分かりやすいプレゼンをいただきまして、ありがとうございました。

とはいっても、今後、施行された後とか、いろいろな形でレクチャーとか勉強会、講習会、もうやっているところもあるんですが、そういったご指導をお願いするかと思いますので、ぜひ細かい点をご指導よろしくお願ひしたいということが一つです。

それと、実はこれ、問題というわけじゃないんでしょうが、全国LPの村田専務からのプレゼンの中で、重複して、しつこい感があるかもしれないんですが、前回最後のワーキングのときに、自主行動宣言をやっていく。やっていくんです。やっていくんですが、リスクといいましょうか、ちょっと出足に心配がありましたものでね。本音を言っちゃうと、ファーストペンギンにはあまりなりたくないと言ったらお叱りを受けまして。でも、決してやらないとか、そういう意味じゃなくて、そのくらいの覚悟を持って皆さんいきましようということで。業界の中にもお願ひをしまして、ある組織では、110なんですか、協会を通じて、協会としてやっている。それに追随して、あとは個別のお店がやっていく、会社がやっていくということなんだろうが、まだまだちょっと4月2日以降の数が少ない感がしております。私も山田会長以下はお役目ということもありますし、私も強く言われているので、私の協会の会員さんにも強くお願ひはしているんですが、ちょっと鈍い感じがします。7月までには何とか満足の数値にしていきたいと思いますが、問題は、この組織は少なくともそういった業界というか、私たちの仲間をリードしなければいけない組織だと思うんですね。それがまだ、お声をちょっといただいでいないというのが、ちょっと残念な気がしますので、もし理由等があるんでしたら、この場でお聞きしていいのかどうかあれですが、コメントをちょっといただきたいなというふうに思っております。

と同時に、これもざつくばらんな話なんですが、やっぱり正直者がばかを見るというふうに専務が、村田専務、表現をされたんですが、やっぱり最後は真面目にやっているものが、ちゃんとした真つ当な形取ってもらわなきゃいけないわけなので、ぜひその辺の指導ですね、きっちり指導というのはペナルティーも含めてですね。ただ、いきなり業務停止じゃない、免許剥奪なんて、そんなことはないと思いますので、今、それにも限らず、今日の段階で670件というような、まだ法律の罰則等がない段階でもこのありさまであるので、ちょっとその辺は懸念しておりますので、ぜひご指導をよろしくお願ひしたいと同時に、実際に、私も中小の監督エリアというのは、どうしても県の行政でございますんでね。今

まで県行政というのは、非常に保安に重視して、保安の指導が非常に強かったんですが、この流通に関しては、やっぱりちょっと鈍いというか、避けている感がありましたので、これも重複したお願いでございますが、くどいようなお願いですが、県行政に関して、この1年をかけてしっかりした指導をお願いしたいと思っています。

まだ若干あるんですが、取りあえず私の意見としておきます。もしよろしかったら、ほかの委員さんからもお声を聞かせていただければ幸いです。

○内山座長

また2巡目でお話しいただければと思います。

○高橋委員

はい。よろしくをお願いします。

○内山座長

続きまして、柴崎先生、お願いいたします。

○柴崎委員

三部料金制の設備料金用の請求については、集合住宅に関しては効果がないと考えています。なぜなら、LPガス販売事業者は、入居者に対して設備を貸し出していないからです。

この委員会の目的は、集合住宅の入居者を保護することですから、三部料金制では入居者を助けられないんです。そのために、過大な利益の提供を禁止し、紹介料や設備の貸与を禁止することが入居者を保護することになります。

大家さんに対して、過大な利益の提供を全面的に禁止すれば、ガス料金から設備費用を回収する必要がなくなり入居者は保護されます。過大な利益の提供を禁止すれば、集合住宅の入居者は保護されるので、三部料金制を採用するまでの必要はないと考えています。

また、集合住宅の入居者を保護するためにはもう一つの方法があります。それは、解除制限規程を取り払うことです。つまり、ガスの供給に絡んだ解除が規制され、入居者に対するガスの供給契約が解除された場合に、紹介料などの返還を求められるから問題になるのであり、オーナーは、そのために解約しなくなることが問題とされています。しかし、この問題は、戸建て住宅とは全く異なっています。そもそも、戸建て住宅の場合、配管、給湯器を貸すことが過大な利益の提供になるのでしょうか、入居者からガス料金を徴収する集合住宅とは全く違うことになります。戸建て住宅の場合には、家主が消費者であり、その消費者が配管なり給湯器を借りることを承諾しているのですから、集合住宅の場合と異なり、過大な利益の提供でないと考えられます。そうだとすれば、戸建て住宅について設備料金を計上させる必要があるのだろうか疑問です。

設備の所有権はLPガス販売事業者にあるので、設備を貸すときには貸与契約書を締結し、設備料金を取るようになりますが、貸借契約書には、同契約が解除されたときの条項を入れることとなります。中途解約のときには、残金全額を精算する条項が入れられますが、ファイナンスでは通常行われていることであって、当然のことです。現状での設備

貸与契約は、中途解約の場合には、残金を払ってくださいということで精算されており、それで足りるのに、さらに設備料金まで消費者に請求しなければいけないのでしょうか。以前よりも消費者に対して不利益なことになっているんじゃないかと考えています。つまり、三部料金制を戸建て住宅に課すことは、問題だと思います。

ところで、無償貸与と過大な利益の提供は、きれいに分けられているのでしょうか。配管ないし給湯器の貸与は過大な利益の提供に当たらないとすると、無償貸与も許容されるはずだろうと思われれます。戸建て住宅に対する設備貸与を制限すると、消費者を苦しめてしまうことになるでしょうし、逆に、集合住宅の大家には、厳しい制限を課して楽をさせないようする必要があります。この委員会においでになっている有名な業者さんのうち極く一部の業者さんは、いまだに自主取組宣言を出されていません。

ずるい人が得をして、真面目な人が損をするようでは、業界は前に進めない。この点についても、ご検討いただきたいと思います。

○内山座長

ありがとうございます。

ほかの方、いかがですか。

○高橋委員

私のところ……。

○内山座長

じゃあ、ここで一旦、ちょっとお答え……。

○日置室長

一旦、制度内容のちょっと捉え、そこについて、改めて今回の規律は、まず条文としては、戸建て住宅、賃貸物件等所有者が直接保有している物件については分けているという形で規律をかけているということでもあります。それで、過大な営業行為の制限ということで、そうした中で、無償貸与契約というのはなくしていこうという慣行そのものを是正していこうというふうにやっておりますし、料金のほうは、無償貸与をやめていこうというよりは、料金の中にいろいろな費用が含まれている不透明な状況を正していこうということで、手当てをするというところでございます。

それで、なので、あともう一つ、ガス給湯器なりの無償貸与はいいということではなくて、これは過大であれば、過大な営業行為の規律の対象になり得ますということでもあります。したがって、ここは誤解なきようにいただければと、ちょっと思った点を今述べさせていただきましたが、様々な行為をシンプルに説明しようとする、無理が生じるというところは承知しておりますけれども、中心的に議論したのは、賃貸集合住宅におけるLPガス消費者の料金の問題でもあり、そこにオーナーとの関係での利益供与関係がいろいろとよろしからずの消費者に対するしわ寄せを与えていると。ここが課題の中心であるとして議論してきたということではありつつも、戸建て住宅の論点も除外せず、ここまで対応してきたということだと考えております。

○内山座長

ありがとうございます。柴崎先生、もう一言ありますか。

○柴崎委員

給湯器の提供が過大な利益の提供になるかどうかは、非常に難しいと思います。そもそも、どういう給湯器の提供が過大な利益の提供になるのかも問題になりますし、配管は、L Pガスの供給契約が終わった段階で消費者に買い取ってもらいなさいと定められていることから、買い取ってもらうための費用の精算が行われます。給湯器についても、ごくごく一部は裁判例ですが、家屋と一体となっているとすることがありますので、給湯器も配管と同様に、最終的には精算することが予定されていると言えるのではないのでしょうか。つまり、過大な利益の提供とは言えないのであり、L Pガスの供給に必要な設備の貸与と考えられます。

○内山座長

ありがとうございます。

それでは、中田委員、お願いいたします。

○中田委員

村田委員と高橋委員からお話が出ていました取組宣言についてですけれども、ちょっと一例をお話し申し上げますと、当社の特約店が取組宣言をしたホームページ画面を利用して、この会社は貸与しないそうですよと切替え業者の方が管理会社の方に売り込みを行い、管理会社の方が確認のため特約店のほう、供給業者へ電話をして、お宅はこれから貸与はしないのかと問合せし、貸与の可否を求めたところ、宣言をしたばかりだったので、その特約店は貸与を断りました。そうしましたら、切替え業者に数十メートル、一方的に切り替えられたという、このような事例がございました。

また、極端な安値と数万円の商品券を提供することによる委任状の激増や、高額貸与を今までどおり提案して切替えを行う業者、そして7月以降も貸与を続けると口頭ベースで管理会社さんに提案している業者が今もあります。

これはご報告です。このような行き過ぎた駆け込み売り込みの正常化をお願いしたいと思っています。

商慣行について、過大な営業行為と正常な営業行為の線引き、利益供与の定義づけなど多くの質問がパブリックコメントのほうに寄せられていて、当社も同じく、運用解釈について悩みました。これは当社の場合、もしかすると会社事情を無意識に優先するあまり、今回の省令改正の目的である消費者被害解消について意識が足りないのではと思いとどまることもありました。物件ごとに様々な販売条件や買手側であるお客様、管理会社様の意向が異なる営業現場で細かい規定を定めることは大変困難であり、現実的ではないと思います。

私どもでは、消費者の方々が不利益を被っている消費者被害の原因であるL Pガス料金について、より透明性を示した上で、安価なガス料金を提供し、消費者被害撲滅のために

努力を続けることこそが今求められている私たちの在り方と肝に銘じ、これからも取り組んでまいります。

今後は集合物件への貸与は減るものと考えますが、今回議論されなかった戸建てについては、極端な安値売り込み価格と商品券を配って切替えあつ旋する業者が今も横行し、新たな消費者被害を生むLPガスの二重価格が当たり前に行われています。

私たちLPガス業界は、第5回WGの席上、消費者団体の林委員から、消費者被害の原因について、二つご意見を承りました。その一つは貸与問題です。もう一つは、極端な安値売り込みと勝手な値上げによるガス料金の高騰化です。このLPガス業界の二重価格、ともすると公表価格まで入れると三重価格がまかり通っているままでは、集合、戸建てに問わず、消費者被害は収まらないのではと懸念しております。ですので、今回の省令改正は、消費者被害解消の一步であって、競争の在り方とガス料金の透明化こそ、これから取り組むべき課題であると感じております。皆様のご協力をお願いしたいと思います。

○内山座長

どうもありがとうございます。

それでは、ほかの委員の方、いかがですか。

じゃあ、郷野委員、お願いいたします。

○郷野委員

全国消団連の郷野です。

まず初めに、全国LPガス協会様のご報告について、取引の適正化、料金の透明化に関する制度改正の対応についてご報告いただき、ありがとうございました。自主取組宣言をされた事業者を協会ホームページで公開していただけることは、消費者にはとても分かりやすく、制度改正への理解や取組が進むものと期待しております。

その上で、地域別、規模別の分析なども盛り込まれますと、より業界全体で課題を洗い出し改善していけるのではないかと思いますので、ご検討いただければと思います。

また、制度改正の周知に係るチラシについてですが、早々に製作いただき感謝申し上げます。私どもも啓発リーフレットなどを作成する予定ですが、行政、事業者、消費者団体共に周知啓発に努めていけるとよいのではと思いました。

それから、事務局からの報告についてですが、まず最初に、ガイドライン策定のスケジュール感について、お聞きしたいと思います。5月中にパブリックコメントを募集するということでしたが、それを受けて、ガイドラインがどのくらいのスケジュール感で公表されていくのかというのがもし決まっていたら教えていただきたいと思います。

次に、改正法令の実効性確保のための方策については、消費者団体をはじめ、各方面からの意見を反映していただき、ありがとうございます。

私からは、3点ほど申し上げたいと思います。

まず、通報フォームに寄せられた情報の公開についてですが、冒頭の挨拶の中でも触れられておりましたが、引き続き今後のワーキングでも情報の公開や共有をしていただきたい

と思います。通報フォームに寄せられた情報については、ガイドラインに反映させていくとのことでしたが、分析と課題確認が必要だと思います。通報フォームに寄せられている件数や内容について、先ほど日置室長から詳細にご説明いただきましたけれども、今後も分析と課題の確認、情報の公開・共有をお願いしたいと思います。

2点目、規制当局による監視、執行体制整備に向けた取組状況についてですが、地方局や地方自治体の協力が不可欠だと思います。各自治体の保安を担当している液石法の担当者と政令指定都市担当者に説明会を行っていくということでしたが、商慣行是正についての検査マニュアルの作成や検査要員への教育・研修などもしっかりと進めていただきたいと思います。

また現状、3年～4年に一度の検査が実態との情報がございます。検査要員の増員などの体制強化にもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

3点目、自主取組宣言について、資源エネルギー庁のホームページ等で公開していく予定はあるのでしょうか。一覧表などで消費者に伝える工夫や予定がございましたら、教えてください。

先ほど、村田さんのご報告の中にもございましたけれども、自主取組宣言をした事業者が不利益を被らないような指導体制をご検討いただければと思いました。

最後に、賃貸住宅における契約前のLPガス料金の情報公開については、努力義務ではありませんけれども、消費者から要請されたときはもちろん、LPガス事業者、不動産業者にも積極的に情報提供していただきますよう重ねてお願い申し上げます。

以上です。

○内山座長

ありがとうございます。

簡単な質問が来たので、今ここでお答えいただければ。

○日置室長

まず、ガイドラインですが、こちら、改正法令の施行に間に合うように頑張るということでございますので、7月2日が施行でございますので、その前にはパブリックコメントの回答とともに、オープンにしていけるように、今、鋭意努力中ということでございます。

また、その他まとめて対応させていただけたらと思います。

○内山座長

それでは、吉田委員、お願いしてもよろしいでしょうか。

○吉田委員

日本瓦斯、吉田でございます。ご発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

まず、冒頭に自主取組宣言のお話でありますけれども、協会さんの資料作成時点に間に合わず、申し訳ございませんでしたがニチガスのホームページに個人、法人、その他投資家の皆さんとページがそれぞれあり、あるんですが、それぞれのページの共通のトップに

自主取組宣言、商慣行是正に向けた取組宣言ということで掲載させていただきましたので、ご報告をさせていただきます。

こちらで取組宣言しておりますように、決まったことはしっかり守る、しっかりこの宣言に沿ってやっていく、法令を守るというところは徹底をしていきたいと思います。先ほど、村田オブザーバーのご発言に、経営トップがそういう意識でいても、なかなか実際、現場の人はどうなのというコメントもありましたが、我々もしっかりそれぞれの営業所、担当に至るまで、しっかりこの精神は徹底して、法令遵守を実践していきたいということで考えております。

この過大な営業行為とは何なのかと、我々も社内のほうで、今もいろいろ議論しておるところであります。前も数回このワーキングで申し上げたとおり、今回の内容で非常に重要なのは、切替え制限をするような契約はいけないと。携帯電話の事例を見るまでもなく、やはり5年縛りとか10年縛りというのは問題だというのが世の中の趨勢であるところでありまして、ここで切替え制限自体は、もちろん我々はやめていきますし、業界全体でやめていけば、過大な提供をしたところで、短期間で切り替えられてしまえば、回収はできなくなるということで、おのずから収束していくのではないかと考えておりますし、我々もそういった考えに基づいて、過大とは何かということをしっかり検討していきたいと考えております。

最後になりますけれども、いわゆる貸付配管の件であります。先ほど柴崎委員のご発言もありましたが、日置室長からご説明いただいた資料の13ページの下にありますように、貸付配管については、消費者の皆さんのガス販売事業者の選択を阻害し得ると。さらに、このワーキングでも、やはりトラブル等になった事例のお話があって、今後の新規契約においては、建物所有者と配管所有者を一致させる、貸付配管を行わない方向ということをお記いただきましたので、今後、議論いたしましたロードマップにもありますように、こちらについても、確かに各種事業者さん、ご事情があるというふうに、このワーキングでも議論があり、すぐ明日からというのは難しいかもしれませんが、できるだけ早期に省令等でしっかりとこの禁止という規定をしていただくことを要望したいと思います。

私からは以上です。

○内山座長

ありがとうございます。

○高橋委員

御社じゃあ、発表されたんですね、じゃあ……。

○吉田委員

はい。

○内山座長

ちなみに、何日に発表されましたか。

○吉田委員

今朝です。

○高橋委員

でも、やっていただいた……。

○内山座長

中野委員がお手を挙げていらっしやいました。

○中野委員

TOKAI、中野でございます。

先ほどからあります、適合宣言なんですけども、弊社のほうでも、先ほどの全ガスの村田専務理事の資料には間に合わなかったんですけども、5月17日に一応当社のホームページのほうで掲載をさせていただいておりますので、ちょっと遅くなってしまったんですけども、しっかり弊社のホームページから見ていただければ、お分かりいただけると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

適合宣言は遅くなりましたけども、改正省令が4月2日に公布されまして、弊社としては、もうそれ以降、過大な営業行為と思われる、疑念を持たれるような営業行為は、全社として一切行っておりませんし。ただ今回、また本日のワーキンググループの事務局の資料、あとはパブコメの回答、それをしっかり読み込んで、より会社としてしっかりと過大な営業行為に抵触するのは何なのかというのをしっかり議論して、全社で共有して、しっかりやっていきたいと思っております。

ただ、あとお願ひしたいのが、当然これからまだまだ具体的な事例が通報フォームとかで出てくると思ひます。かなり具体例が前回よりも出ているので、非常に勉強になるんですけども、やっぱりそのこれから出てくる事例についても、バツ丸の可否、判断されると思うんですけども、お願ひしたいのは、本当に委員で出ている会社だからとか、大きい会社だからとか、小さい会社だからとか、会社の規模とかではなくて、やっぱりこの辺は・・・いただくときには、しっかりとその事例、やっている行為、している事業者がどこかというのではなくて、あくまでも公平な、公正な目で見ていただいた上でのお示しをしていただければと思ひます。

私からは以上です。

○内山座長

ありがとうございます。

それでは、山王丸委員、お願ひいたします。

○山王丸委員

全国相談員協会の山王丸です。

まずは、やっぱり全国LPガス協会さんの自主取組宣言、LPガス事業者さんを促すために、取引の適正化、料金の透明化に向けた行動指針を作成されて、周知・啓発に努めるという、その姿勢を大いに評価したいと思ひます。また、この自主取組宣言に早速名のり

を上げた事業者さん、本当にありがとうございます。感謝申し上げます。

通報のパソコンフォームに寄せられた情報では、やっぱり心配していたとおり、駆け込み的な営業が多く見られたことは、やっぱり問題だとは思いますが。しかしながら、こうした事業者さんに注意喚起をできるというのは、とてもよいことだと思っています。

このガイドラインについては、おおむね私どもは賛成をしております。しかし、何か問題が起きたら、いつでも改正ができるようにしていただくとよろしいかと思っております。消費者が適正に利用できるようお願いをしたいと思います。国交省や各関係省庁、自治体との連携、監視、執行体制の整備等に向けて、今後にも期待をしていきたいと思っております。

私ども、最近では、実は事業者さんに消費者の方がお問合せの電話をすることがあるんですが、残念ながらネットで対応したり、電話番号の記載がなかったり、電話番号があってもつながらないという、あとは自動音声の対応のみになってしまうという、実はそういうご相談も多く寄せられていますので、できましたら、お客様相談対応窓口は、ぜひ肉声でご対応できるようにお願いをしたいと思います。

最後になりますが、法制改正をしてガイドラインを作って、これで終わりではありませんと思っています。スタートラインに立っていると思っております。この制度が本当に消費者のためになっているのかどうか、検証を続けていただくことがとても必要だと思っています。この制度の目的は、公正な取引が行われること、消費者が納得をしてLPガスを選択し、利用し続けることが一番の目的だと思います。今後ともよろしく願いいたします。

以上です。

○内山座長

ありがとうございます。これで委員の方のご発言は一巡したんですけれども、それではオブザーバーの方に行きたいと思っております。せっかく村田オブザーバーが挙げていらっしゃると思いますので、先にご発言いただければと思います。

○村田オブザーバー

ありがとうございます。先ほどお話をしたこと以外の点につきまして、幾つかお話をしたいと思います。

まず、ガイドラインでございますが、今回事務局から示された案でございますが、基本的に、従来から申し上げているとおり、詳細なものをできれば作っていただきたいなという気持ちもあるんですが、なかなか書き切れないという部分もあるので、仕方がないかなという部分もあって、これはこれで評価をいたしたいと思っております。ただ、パブリックコメントに多数質問が寄せられまして、それに対しての回答もありましたし、それから、通報フォームに対しまして、どういうふうに対応しているかというようなことについての回答もあるし、そういったものを資料にございましたように、Q&Aとしてデータベース化して公開していくということが、やはり関係者の今回の制度改正の理解を深めるために、大変重要だと思っています。特に、通報フォームにきた事例につきまして、個別具体的な問題事例につきましては、匿名でよろしいので、問題事例として公開することが望ましいと

思っております。今日の資料の中にも幾つかありましたが、これをさらに充実させていただくことが大事だと思っております。

あと、先ほど来、細かいところで、実際にどこまでが問題になるのかというのは、非常に詰めていくと難しい部分もたくさん出てくると思います。したがって、ガイドライン、あるいはQ&Aとか、データベースを参照しても、法令の抵触になるのかどうか不明になるケースも出てくると思います。その場合につきまして、2001年3月の閣議決定で導入されました法令適用事前確認制度、通称ノーアクションレター制度の積極的な活用を事業者にも周知・啓発してまいりたいと思っております。このノーアクションレター制度、法令に抵触するかどうか、事前に行政庁に問い合わせ確認する制度でございます。行政庁は30日以内に回答する義務を負うものがございます。今回の制度改正の規制のポイントであります液石法16条3項、これも今回のノーアクションレター制度の対象として明示されておりますので、これの活用を場合によっては各事業者、検討いただければと思っております。

なお、行政庁の回答は公表されることとなりますので、第三者への参考等にもなると思っております。通報フォームに寄せられた情報への対処方針の公開とともに、ガイドラインを実務的に補足するものとして期待されるというふうに考えております。

それから、実効性の確保対策でございますけれども、先ほど来、都道府県行政レベルの対応について、懸念の声があるということでご紹介いたしましたけれども、それに対しまして、いろいろと説明会等々、積極的に対応頂いていることにつきまして、大変ありがたいと思っておりますし、これからも引き続きお願いしたいと思っております。特に、いわゆる液石法の立入検査の重点事項として、この販売の方法の基準が加わりましたので、その点も踏まえまして、都道府県への指導を積極的に行って頂きたいと思っております。

なお、事業者、関係行政、消費者等、全ての関係者が本件についての理解が深まるよう、経済産業省としても説明をビデオに収録いたしまして、関係者がオンデマンドで視聴できるような体制を敷いていかないと、全ての関係者がなかなか理解できませんので、例えば今回のガイドラインが出るタイミングを踏まえまして、そういったものを作っていただきまして、誰もがみれるような体制を作っていただきたいと思っております。

それから、自主取組宣言でございますが、私も、自主取組宣言を行った事業者をキャッチして、リスト化しております。ただ、中身までは十分見れていないという実態でございます。ちらちら見たところによりますと、非常に精査まちまちのものもあると思っております。本当にこれで自主取組宣言とするのに値するかどうかというのについて、やや首をかしげるような部分もなきにしもあらずだというふうに、私も思っております。したがって、経済産業省としまして、自主取組宣言が、果たしてそれが真に中身があるものかどうか、しっかりと精査を頂きまして、精査したものにつきまして、経済産業省のホームページで公表すべきだと思っております。

それから、まさに今回の全体の取組宣言の体制につきまして、それぞれの大手事業者、

中小事業者含めて、全体として行っていくものでございますので、ぜひとも元売りのレベルからも系列会社に対しまして、しっかりとした要請をできればお願いしたいと思っております。

それから、新制度後の施行後の問題事例の摘発でございます。やはり7月以降、実際に施行された後、これにつきましては、しっかりと監督しまして、速やかな立入検査等を行えるような体制を組んで頂ければというふうに思っております。特に、通報フォームに入った問題事例につきましては、しっかりとウオッチを頂ければと思っております。

それから、省庁間の連携でございます。これまでのワーキンググループにおいて指摘があった事項について、対応状況を確認したいと思っております。国土交通省通報フォームによりまして、経済産業省から共有された不動産関係者の問題事例、これ、把握されていると思いますが、不動産関係者へのヒアリングとか指導をされているのかどうか、この点を確認いただきたいと思っておりますし、それから宅建法上の重要事項につきまして、LPガス料金や設備費用の説明、これにつきまして検討するというようなことで、消費者委員会の委員のほうからの指摘があったと思いますが、それについての対応状況はどうなっているかと。

それから、このワーキンググループと類似のワーキンググループを立ち上げるということも、このワーキンググループの場でも委員から指摘があったと思いますが、それについての検討状況はどうなっているのかという点について、検討状況をご報告いただければと思っております。

それから、公正取引委員会も消費者委員会のほうでヒアリングかけたときに、実態調査を何年もやっていない、これにつきまして、今後やっぱり速やかにすべきじゃないかというような指摘もあったと思いますが、それについての検討状況はどうなっているのかについてご回答いただければと思っております。

それから、消費者庁につきましては、消費者への周知の啓発の具体策、それについて、どこまで進んでいるかということについてご説明いただければと思っております。

私からは以上でございます。

○内山座長

ありがとうございます。

今日お休みの橘川先生からは、コメントを事前に頂戴しておりますので、一度事務局のほうで代読をお願いできればと思います。

○佐々木補佐

それでは、今日ご欠席でございますオブザーバーの橘川先生のほうから、事前にコメントいただいておりますので、事務局のほうからご紹介をさせていただきます。

1、商慣行是正に向けた自主取組宣言。LPガス事業者が続々と商慣行是正に向けた取組宣言を公表しているが、この動きは予想以上のものであり、大変喜ばしい。今回の議論

を開始した当初は疑心暗鬼だったものが、経済産業省がここまで対応するのかと、その本気度が業界に伝わったということではないかと思う。

また、業界団体のトップが率先して宣言を出した意義も非常に大きい。今後の動きに期待したい。業界誌などで定期的に公表していくのも一案ではないか。

それから、これだけLPガス業界側が動いているのだから、不動産業界版の適合宣言もぜひやってもらいたい。LPガス料金をめぐる問題について、消費者の関心が高まりつつある中、不動産関係者が無償貸与は受けませんと宣言することのメリットが出てきているように思う。適合宣言が消費者から選ばれる要素になるのではないかということでございます。

それから、二つ目でございます。ガイドライン等の内容につきまして、個別判断の蓄積がない中でガイドラインを作っていくのは難しいだろうが、まずは通報フォーム等に寄せられた情報を基に、厳しめなガイドラインで考え方や具体事例を記載するということがいいのではないか。今後、判断事例を積み重ねながら、適宜例外を追加するような形で修正していくというやり方でよいと思う。

それから、三つ目としまして、通報フォーム、市場監視体制。通報フォームには、不動産関係者の情報も入ってきているとのことだが、それが国交省による対応につながっているかが見えづらい。国交省自身が独自に情報収集したり、もしくはエネ庁の情報が国交省に自動的に共有される仕組みとするなど、やり方は様々あるだろうが、国交省自身が過剰な要求をしている不動産関係者を指導していくという動きを見せてほしい。行く行くは国交省版ワーキングも開催されるべきではないかと思う。

以上でございます。

○内山座長

ありがとうございます。

オブザーバーの方でまだ言い足りない方があれば、お承りしますが、大丈夫ですかね。

じゃあ、ちょっと2巡目に参りたいと思うんですが、高橋委員からいかがでしょうか。

○高橋委員

いつもお叱りを受けている橘川先生のコメントで、評価をいただいて、非常に。

ただ、実は今月、非常に業界のほうでは、総会が多いんですけどね、組織のほうへ入りますと、おおむね皆さん、骨子は理解できるんですが、まだまだ勉強しなきゃいけないという感じと同時に、取りあえず我々は何すりゃいいんだと、どういうことをやりゃいいのと。それは皆さん、ぜひ自主行動宣言、これですから、よく精査してもらって、自社なりの形をお願いしますよと。あらかたの皆様、そんなお考えじゃないかと思えます。

それで、先ほど来、たまたま中野委員、お隣で、初めてだったんですが、これは当然、大手の方だけをお願いするものじゃありませんし、お願いできるものじゃない。大手ばかり言うという意見もありますが。でも、やっぱり大手の方は影響力が大きいですし、いろんな形でナショナルチームでやっていらっしゃいますから、言うわけじゃありませんが、

トーエルさんの場合は、神奈川が発祥ということで、非常に地域でリーダーシップを発揮していただいているような大手の方もいらっしゃいますので、ぜひ大手の方のそういった指導力を期待したいと思っております。ただ、先ほど自主行動宣言も早速出していただいたというお話を聞きましたので、ちょっと一安心ということなので、行政共々、皆さんにもご指導というか、一緒になってお願いをしたいと思っております。

今後の問題になると思いますが、この原子力保安員の、我々、どうしても従来、保安の関係ではいろいろ指摘を受けたり、リアルというか、決まっていることですので、ちょっと、やっぱり違反というか、そういうことがありますと、すぐアップされて。ですから、こっちの流通の関係に対しても、そういうやり方をすれば、皆さん、やっぱり襟が正されるというか、間違いなくそういった方向になると思っておりますので、ぜひそんなところも指導の中の一環として、流通先からのお願いしたいと思っております。

そういうところで、お願いということばかりですが、よろしく申し上げます。

それで、最後になって申し訳ありません。山王丸さんが先ほど、非常にいい法律ができたんだけど、悪かったらまた変えればいいじゃないかと。私もそのとおりで思いますが、本当に私も知らないで、この2年、いろいろやって、やってここまで来た。でも、この話はもう何年も前から商慣行是正ということを言われて、やっとここまで来たわけなんです。でも、やっぱりベストじゃないと思います。ベターであるけどベストじゃないと思いますので、これはあちらのほうで、政治資金規正法というの、やっぱり抜け道がどうだとやっていらっしゃいますので、これは決してふざけているわけじゃありませんが、やっぱり完璧なものを作るとするのは、そうそう簡単にできることじゃないので、私は、その都度、規正法のごとく、しょっちゅう法律変えてもあれですけどね、目を光らせながら、我々が襟を正しながら指導していくつもりでおりますので、ぜひ役所の強い指導を期待させていただきます。

以上です。

○内山座長

力強いお言葉ありがとうございました。2巡目ですので、もう任意ですので、ご発言があれば承りたいと思っておりますが、皆さんいかがですか。よろしいですか。今日、ゲストで来ていただいているほかの3省庁の方にも、ちょっと一言、最後は承りたいと思っております。なければ、そちらに行っちゃいますけれども、いかがですか。委員の方、オブザーバーの方、よろしいですか。

じゃあ、それでは、国土交通省様のほうから、これまでの意見も含めまして、質問もありましたので、それも含めて、ご回答できる範囲でお話しいただければと思います。

○高城補佐

国土交通省でございます。

まず、先日、先週金曜日に業界団体に対しまして、消費者保護を目的とした制度改正につきまして、不動産業界には、しっかりとあらゆる機会を捉えて継続的に、事務連絡を含

めて、今年度強化して、継続的に周知していきたいと思っております。

続きまして、村田様からご質問いただきました、経済産業省に寄せられた通報フォームの取扱いについてでございますけれども、経済産業省から通報フォームに寄せられたうち、不動産業界に関係するものにつきましては、先日共有をいただいたところでございます。この情報を基に、経済産業省と連携して、もしくは一緒に対象者に対する個別のヒアリングとか、制度改正の趣旨の説明など、具体的に検討していきたいと思っております。

現在、既に何かをしているかといいますと、ヒアリングをするなりという形には、実際的には、もう既に動いております、今後、経済産業局含めて、重点的に今年度も対応していきたいと思っております。

一つ目は以上でございます。

○大矢補佐

重ねて失礼します。国土交通省の大矢と申します。

2点目、村田様よりご質問いただきました宅建業法上の説明に関する対応状況というところですが、まず、説明というところでいきますと、私からご説明させていただきますのは、不動産仲介という業務、宅建業ですね、仲介というところでいきますと、先ほども申し上げましたように、資料5にもありますとおり、5月17日金曜日に発出しております、消費者に必要な情報を提供する不動産業者というのは、仲介会社さんというのは、重要な役割と認識しておりますので、LPガス料金等の情報を適切に提供することというところを明記しております、引き続き周知徹底を図ってまいりたいというふうに思っております。

一方で、宅建業法上の説明というところでいきますと、まず、今回LPガス業者からのオーナー等を通じた料金表の提示につきましては、義務ではなく努力義務というふうにされております。また、過去にもご提示しておりますとおり、アンケート調査で不動産仲介会社様に、料金表等が手元にわたっているかという、多くはないという実態も踏まえまして、今、宅建業者に法律上の義務を課すというところは、ちょっと難しいかなというふうに考えております。ですが、説明するという自体は、先ほども申し上げましたとおり、重要な役割ですというふうに認識しておりますので、エネ庁さんとも引き続き連携の上、ガス料金に関する情報提供につきましても、事業者にも再度徹底してまいりたいというふうに思っております。

以上になります。

○内山座長

ありがとうございます。LPガス業者が不動産業者さんに対して、いろいろ言っていたとすれば、ある程度、LPガス業者からの責任というのはあるでしょうけれども、それを不動産業者側がまた求めたとすれば、やっぱりそちら側にも責任が出てくる話かと思えますので、ぜひこれからもご協力をお願いしたいと思います。

次に、消費者庁様、一言お願いできればと思います。

○大木専門官

ありがとうございます。消費者庁、大木と申します。

本日は、全国LPガス協会さんから、周知の具体策はどこまで進んでいるのかということでご質問あったかと思います。今、消費者庁において、LPガスに特化するような形でチラシのほう、作成しております、エネ庁さんとか、国交省さんとかの意見を伺いつつ、注意喚起の資料を作成しているということで、公表に向けて今進めているというところでございます。

併せて国交省さん側に質問があった、次期消費者基本計画の消費者委員会の意見につきましては、今、消費者庁において素案を作っているところでございます、LPガスについても、消費者委員会の意見を踏まえつつ、適切に検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○内山座長

ありがとうございます。消費者庁におかれまして、引き続きご協力をお願いしたいと思います。

続いて、公正取引委員会様、お願いいたします。

○上原補佐

公正取引委員会の上原と申します。よろしくお願いいたします。

前回の1月に引き続きまして、2回目の参加でございます、その中で、皆様の中から様々なご意見等を賜っていたところでございます。

その中で、実態調査への実施の要望等がございました。こちらにつきましては、前回のワーキンググループでもちょっと申し上げたところではございますが、現在エネ庁さんのほうで施行令の改正、進めていらっしゃると思いますけども、こうした新しい制度が今後実効性を持つものとなれば、それに伴い、取引実態も変わっていくことと思っております。

そういった中で、やはり実態調査が必要ということであれば、そこは関係省庁さん等含めて、協力しながら検討してまいりたいと思っております。

公正取引委員会からは以上でございます。

○内山座長

ありがとうございます。前回か前々回に申し上げたと思うんですけど、どうしてもこの案件、エネ庁さんと国交省さんと、両省庁のはざまに落ちているような案件になっておりますので、公取さんの黒い目は、そういうとき非常に役に立ちますよね。ぜひ引き続き、またご協力いただければと思います。

一旦ちょっと事務局にお戻りしまして、様々なご質問とかあったと思いますので、そこに対する反応といいますか、コメントをお願いできればと思います。

○日置室長

本日は、様々なご意見、ご指摘ありがとうございました。

先ほど、ちょっと中途半端にご回答してしまったかもしれませんが、柴崎先生から、戸建て住宅、集合住宅、それぞれの課題と規律との関係について、ご指摘頂戴いたしました。それぞれの取引の対応によって、過大な営業行為は何たるかの評価も変わってくる部分があると、それは思っております。貸付配管に関するルールというものは、現行あるのはあるんですが、今回それに加えて、過大な営業行為に関する規律というものが別途追加されたということがございます。したがって、貸付配管は何でもオーケーだということにはなっていないということは、ご認識いただければと思いますし、その上で、何が問題かと言え、やはり消費者の方々がLPガスの選択を阻むような事態になっていないかどうかということでもって評価をしていくということだということ、ガイドラインの案のほうにも記載させていただいております。貸付配管、全てが駄目だということではなく、実態として消費者の選択を阻害するものになっているかどうかの評価というものが今回の過大な営業行為の規律の中で判断されていくことになるというふうに理解もしております。そういう意味では、戸建て住宅についても規律というものは及ぶということではございますが、賃貸集合住宅における課題がより深刻だというふうにもご指摘もいただいているのだと思います。こちら、今後事例なども積み重ねながらしっかりと、まだ現状では、なかなか書き切れないところがございますけれども、今後ガイドライン等も含めて進化をさせていけたらというふうに思っております。

また、通報フォームに寄せられた情報の取扱いでありましたり、今後への期待ということについても、多数ご指摘いただいたかと思っております。中野委員から、大小隔てなく公平に取り扱ってほしいということでもございまして、無論我々、大小だからということで情報の取扱い方を変えるということではなく、いかに個別具体的に深刻なケースがあるかという中身の評価でやっていくものだと思っております。

他方で、そうした中で大手の方々は、取引先が多いということで、寄せられる件数が多いということはあるのかもしれないとは思っておりますし、あと、高橋委員からもご指摘ございましたように、やはり影響力が大きいという意味においても、多数の消費者の方々との契約を抱えるという意味においても、この改革のリーダーシップを取って先頭に立っていただきたいなという思いもございまして、もちろん大手企業のみならず、中小、全ての企業がその方向に向かって進んでいくということだとも思っておりますが、やはり何かしらリーダーシップというものをお願いしたいなというふうに思って、そうした議論を今後、このワーキンググループ、市場モニタリングということでもやっていく予定でございますので、この通報フォームに寄せられた情報の分析等についてもご議論していただけるようにやっていけたらなというふうに思っております。

もう一つ、自主取組宣言のお話ございました。この宣言をしている企業は、もう無償貸与はしないんだということで切り替えられたというお話は、大変残念なお話だと思っております。個別の具体情報というものをぜひお寄せいただきたいと思っておりますし、そうしたと

ころには、我々からも積極的に改正の趣旨も説明しながら、改善を要請していきたいというふうにも思います。ぜひ個別にお教えいただけたらというふうに思います。

かつ、自主取組宣言の公表の在り方について、先ほどご質問いただいたのにご回答できず、申し訳ございませんでした。郷野委員からのご指摘でございますが、現段階におきましては、先ほど村田オブザーバーからもご指摘ありましたけれども、中身を精査したものをエネ庁が公表すべきという考え方もあれば、中間取りまとめをまとめるに当たって、エネ庁として公表することで、自主宣言にお墨つきを与えたような形で、何やらどのように扱われるか分からないという懸念も寄せられていて、ちょっとその扱いは、今慎重に考えておるといところであります。

他方で、市場モニタリングの中で、何かしらの中身の議論なりはできるように分析等していけたらというふうには思っておりますので、そうした形で、全く何も公表しないということではなく、何らかの形で対外的にも議論できるよう公表していくような形は取っていききたいと思っております。

中田委員から、やはり改革の目的、このLPガス料金をいかに公平に、透明にして安くしていけるか、それをもって消費者の方々から信頼得ていけるかというようなお話ございました。安値でもっての売り込みというものをいかに抑止できるのかというような問題意識、そこにはまだ今回の改革は手をつけていないじゃないかというようなご指摘もございましたけれども、こちらも今後の市場モニタリングの中で議論しながら、何ができるのかということを考えていけたらというふうに思っております。

その他、実態も含めた立入検査等の体制整備についてもご指摘頂戴いたしました。もちろん検査マニュアルといたしますか、説明会のみならず、そうしたものは不可欠だと思っておりますので、取り組んでまいりたいというふうに思います。その他、業界の方々を含めた関係者の方々にはいかに本件についてご理解いただけるかというような周知活動というものも、我々だけで取り組めるものでもない中、皆様のご協力もいただきながら、そこはできることをしっかりとやっていきたいと、精いっぱいやっていきたいというふうに思っております。

私からの説明は以上でございます。

○定光部長

すみません。それで、一つだけ補足をさせていただくと、中田委員ほか何名かの委員の皆様から、やっぱり駆け込み営業ですよね、その問題にしっかり対処すべきだという話をいただいたと思います。村田オブザーバーからも、正直にやっている人が損するということは、断じて許すべきじゃないということだと承りました。

ここ、本当に大事だと思っていて、7月から施行ということなんですけれども、それまでの期間ということもあるわけですし、我々、いろんな通報フォームとか個別に寄せられた事情に基づいて、各社に事実確認をさせていただいていますけれども、その我々の指摘を踏まえて、速やかに是正が取られない場合は、我々、施行前であっても行政指導を打た

せていただくということは十分考えておりますし、その際の社名の公表も含めて、そういう断固とした措置を取らせていただくということも十分我々のオプションの中には入っていますので、そこはぜひともいろんな形で、そういう情報があれば、我々のほうにお寄せいただければというふうに思います。どうぞよろしくをお願いします。

○内山座長

どうもありがとうございます。いいあんばいで時間が来ておりますので、軽くまとめておしまいになりたいと思います。

LPガスとは全く関係のない業界のところ、まだ全然法整備が非常に未整備で、いろんなグレーなような分野のほうで、これ、どうなのかねという議論をしていて、やっぱりグレーで危ないからやめておこうねというふうなニュアンスの議論をしていたことが、つい最近ありました。でも、そうじゃなくて、駆け込んじゃえという動きが、非常に今日の指摘の中でもたくさんあって、ああ、違うなと思っていて。先ほど、橘川先生の文章の中でも、7月2日の施行前のガイドラインについても、ちょっと厳しめに書いたほうがいいんじゃないかというふうに書かれていて、そうせざるを得ないのかなというふうな印象なんかもちょっと持ってしまった次第でございます。

それから、今日は柴崎先生から、たくさんご指摘いただきましたけれども、多分これで解決しないでしょうね、きっと。ということは、恐らく引き続き、また継続審議的にこの検討をしなければいけないですけど、もちろん手前のところで審議じゃなくて、実態把握ということがまず必要になってくるでしょうから。実際、これで今回施行して、どこまで物事が解決していくか、あるいは全然解決していかないのか、それも含めて継続審議という状況にならざるを得ないんだろうなというふうに思った次第でございます。

今日のWG自体は、もう公布してしまった省令に基づいて、ガイドラインどうしましょうかということに関して、一種の意見聴取のような場でございます。実際、背景に省令がもうございますので、ガイドライン自体の最終的な編集権みたいなものは、基本的にやっぱり役所側にあるというふうには考えてはおります。そういう意味において、ガイドラインや運用・解釈通達については、本日皆様からいただいたご意見も踏まえつつ、事務局及び座長一任という形にさせていただきたいんですけれども、いかがでございましょうか。

(異議なし)

○内山座長

どうもありがとうございます。

一応ここまでで今日の議論おしまいということですけども、本当の最後の最後に、何か一言言いそびれたという方がいらっしゃれば、お伺いしておしまいになりたいと思います。

○柴崎委員

最近、無償貸与しないと云ったら切り替えられたという話を聞きました。集合住宅の件

ですが、戸建て住宅との違いが良く分かります。集合住宅の大家や不動産業者などからは、無償貸与してくれないなら他の業者を探すと言われることが多いようです。大家が入居者を擬制にしてただでガス器具等ももらえるからです。一方、戸建て住宅の場合には、あなたからガスを取る代わりに設備を無償貸与してくれと言うものです。新聞販売員が、新聞を購入すると決めた際にせつけんやビール券を置いていくのと同じです。集合住宅に関しては、規制が甘すぎるし、戸建て住宅に関しては、厳し過ぎます。それをよく見ないと、業界が反発するかもしれません。

3. 閉会

○内山座長

どうもありがとうございます。

それでは、本日の議題、一応これまでということにいたしまして、あとは事務連絡をお願いできればと思います。

○日置室長

本日は、活発なご議論いただきまして、ありがとうございました。ガイドラインの案、解釈基準の案につきましては、こちらで本日いただいた意見も踏まえて修正した上で、プロセスを進めさせていただけたらと思っております。

次回の日程等、また改めてご連絡をさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

○内山座長

どうもありがとうございます。以上をもちまして、本日の液化石油ガス流通ワーキンググループを終了したいと思います。2時間、本当に充実した議論、どうもありがとうございました。